

## 令和8年度分 水道メーター検針票広告 募集要項

### 1 概要

この要項は、広島県水道広域連合企業団（以下、「水道企業団」という。）東広島事務所が作成する「水道メーター検針票」に掲載する広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

### 2 募集の内容

#### (1) 募集広告主数

広告主1者（団体）募集

#### (2) 印刷物について

名 称	水道メーター検針票
規 格	縦22.7cm×横7.9cm
仕 様	別紙のとおり
掲載面・スペース	検針票裏面下段（縦3.5cm×横6.5cm）
広 告 枠 数	1枠（広告枠の分割はできません。）
色 数	1色（青）
予 定 数 量	約504,000枚(年間) ※1
広 告 掲 載 料 ※ 最 低 価 格	55,440円（消費税及び地方消費税を含む） <u>※見積書に記載する金額(実際の契約額の100/110の額)</u> <u>に換算した場合 50,400円</u>
発 行 日	令和8年4月1日から令和9年3月31日 (発行月 4月、6月、8月、10月、12月、2月)
発 行 頻 度	年6回
配 布 エ リ ア	東広島市内の水道給水区域
見 本	別紙を参照

※1 前年度と同じ広告主で、かつ、広告原稿が前年度と同じ場合は、水道企業団で保有する在庫の継続使用について、協議させていただく場合があります。

### 3 広告主の範囲

次の各号に定める業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業者
- (3) たばこに関する業種又は事業者

- (4) ギャンブルに関する業種又は事業者
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織
- (6) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
- (9) 興信所、探偵事務所その他これらに類する業種又は事業者
- (10) 債権取立て、示談引受け等の業種又は事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定を受けた事業者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた事業者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の決定を受けた事業者その他これらに準ずる事業者等
- (13) 東広島市水道事業の水道料金を滞納している事業者
- (14) 各種法令に違反している事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、その後も改善をしていない事業者
- (16) 広島県水道広域連合企業団暴力団排除条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 20 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業者

#### 4 広告の範囲及び掲載内容の基準

次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載できません。

- (1) 広告の範囲が次のいずれかに該当するもの
  - ア 法令等に違反し、又は違反するおそれがある広告
  - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれがある広告
  - ウ 人権を侵害し、又は侵害するおそれがある広告
  - エ 政治性のある広告
  - オ 宗教性のある広告
  - カ 社会問題についての主義主張を含む広告
  - キ 個人（個人事業主を除く。）の名刺広告
  - ク 美観風致を害するおそれがある広告
  - ケ 当該広告の内容を水道企業団が推奨しているかのような誤解を与える広告
  - コ 公衆に不快の念若しくは危害を与え、又は与えるおそれがある広告
  - サ 社会問題を起こしている業種又は事業者に係る広告
  - シ 消費者の被害の予防及び拡大の防止の観点から適切でない広告

- ス 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でない広告
- セ 内容又は責任の所在が不明確な広告
- ソ 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載等をする広告として不適当であると水道企業団東広島事務所長が認める広告

(2) 掲載内容が次のいずれかに該当するもの

- ア 人権を侵害し、差別を助長し、又は他人の名誉を害するおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他人をひぼうし、中傷し、又は排斥しようとするもの
- エ 水道企業団が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主たる目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ク 国内世論が大きく分かれていると判断されるもの

(3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示又は誤解を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- イ 射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業者、商法、商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨し、保証し、又は指定等をしているかのような表現のもの

(4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告の内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告の内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想させ、又は想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

## 5 広告の仕様等

### (1) 広告の表現

- ・広告で使用するフレーズ、デザイン等については、多くの人が閲覧することを踏まえた節度のある内容を心がけてください。
- ・わかりやすく適正な言葉と文字を用い、誤解や錯誤を起こさせるような表現、不快な感情を与える表現を用いないでください。
- ・広告スペース中の左上又は右上に必ず1箇所、縦5mm×横8mmの大きさで**広告**の標記を行ってください。

(2) 申込者（広告主）は、広告原稿（画像データ等）を自己の負担により作成し、水道企業団東広島事務所が指定する期日までに提出してください。

(3) 原稿は完全原稿で入稿してください。

(4) 提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、申込者（広告主）に対し広告原稿の修正を求めることがあります。

※原稿提出後のデータ修正は水道企業団東広島事務所では行いませんので、申込者においてデータを修正後、再度提出してください。

## 6 募集期間・応募方法

申込方法	別紙広告掲載申込書兼見積書に必要事項を記載し（代表者印を押印のこと）、提出書類を添えて、⑨に記載する場所へ持参又は郵送してください。
提出書類	広告掲載申込書兼見積書、広告原稿（案）、広告主の概要が分かるもの（パンフレット、約款、規約、定款、寄付行為等）
申込締切	令和7年12月19日 午後5時（必着）

## 7 契約相手方の決定

(1) 広告掲載申込書兼見積書に記載する金額は、契約希望単価（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定により消費税を納める義務を免除された事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額）とします。

(2) 上記(1)によらない広告掲載申込書兼見積書は、その見積を無効とします。

(3) 広告原稿（案）の内容等について、この募集要項に基づき、掲載の可否を決定します。

(4) (3)で可となった者の広告掲載申込書兼見積書のうち、最低価格以上の最高の見積金額を提出した者を契約の相手方とします。

(5) 最低価格以上の最高の見積金額を提出した者が複数ある場合は、次の順位により決定することとします。

ア 地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの

イ 公共的性格を有する私企業等

ウ 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業

- (6) 最低価格以上の最高の見積金額を提出した者が複数あり、前項の規定による順位が最上位の申込者が複数あるときは、抽選により決定します。
- (7) 前項の抽選は、原則として、公開の方法により行います。

【抽選となった場合の抽選予定日時及び場所】

日時：令和7年12月26日 午前10時

場所：水道企業団東広島事務所庁舎3階会議室

- ・抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。
- ・抽選はくじにより行います。

## 8 申込者への通知

契約の相手方となった者に広告掲載決定通知書を送付します。

【掲載までの流れ】

- (1) 広告掲載決定通知書を受領した者は、同封されている広告掲載承諾書（契約書）に記名押印、収入印紙を貼り付けの上、当該契約書を持参又は郵送により提出していただきます。
- (2) 水道企業団東広島事務所の発行する納入通知書にて、納入通知書に記載されている期日までに広告掲載料を一括前納していただきます。広告掲載料は広告掲載申込書兼見積書に記載された額に100分の10を加算した額（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨て）です。
- ※ 広告掲載は広告掲載料納付後となります。
- (3) あらかじめ水道企業団東広島事務所と協議の上、令和8年1月20日までに、広告原稿を紙媒体（カラー）及び完全データ（データ形式：PDF又はイラストレーター）にて水道企業団東広島事務所の指定する場所へ提出してください。
- ※ 広告原稿が、審査を受けた広告原稿（案）と著しく相違する場合は、広告掲載決定を取り消す場合があります。

## 9 申込み、問い合わせ先

広島県水道広域連合企業団 東広島事務所 業務課 総務係

〒739-0025 東広島市西条中央二丁目5番18号

電話：082-421-3661（直通）

電子メール：[hi-gyomu@union.hiroshima-water.lg.jp](mailto:hi-gyomu@union.hiroshima-water.lg.jp)

## 10 その他

- (1) 申込みに際しては、この募集要項をよくご覧いただきお申し込みください。
- (2) 提出された書類等は、原則として返却いたしません。

- (3) この募集要項の内容は、変更される場合があります。
- (4) 「水道メーター検針票広告」(電子データを含む)の著作権は、水道企業団東広島事務所に帰属します。
- (5) 提出された書類等に個人情報が含まれる場合は、広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき取り扱います。

## 11 主なスケジュール（予定）

日付など	内 容
令和7年12月1日	広告掲載の募集開始
令和7年12月19日	広告掲載申込書の提出期限
令和7年12月26日	広告主の決定（応募多数の場合は、抽選日）
令和8年1月7日	広告掲載決定・否掲載通知書の送付 (広告主) 広告掲載承諾書の提出
令和8年1月7日	広告掲載料の納入通知書の送付
令和8年1月20日	(広告主) 広告原稿（データ）の提出期限
令和8年4月上旬	水道メーター検針票広告の発行（1回目）

広告枠数

1枚

## 検針票(表)

## 検針票(裏)

## 水道メーター検針のお知らせ

様

メーター番号

水栓番号

検針日 検針員

上水用途 下水用途

請求月

(基本料金等の対象)

今回指針

m<sup>3</sup> 取付指針m<sup>3</sup>

前回指針

m<sup>3</sup> 取外指針m<sup>3</sup>

使用水量

m<sup>3</sup> 下水道水量m<sup>3</sup>

請求予定金額

(消費税等含む)

円

うち水道料金

円

(10%対象消費税)

円

うち下水道使用料

円

(10%対象)

円

(内訳)

円

水道料

円

下水道使用料等

円

口座振替予定日

見本

## 水道料金・下水道使用料等口座振替済領収書

請求月

(基本料金等の対象)

使用期間

(超過料金等の対象)

使用水量

m<sup>3</sup> 下水道水量m<sup>3</sup>

振替済(領収)金額

円

(消費税等含む)

(内訳)

基本料金・基本使用料等 超過料金・超過使用料等

水道料金

円

下水道使用料等

円

口座振替日

円

合計料金には消費税及び地方消費税額が含まれております。

上記金額を領収いたしました。

広島県水道広域連合企業団

この票により、料金を直接いただくことはありません。



広島県水道広域連合企業団東広島事務所 電話(082)423-6333

〒739-0025 広島県東広島市西条中央二丁目5番18号

## 料金表(2か月分) 消費税及び地方消費税込み(令和4年4月1日以降)

水道料金	基本料金		超過料金	
	基本水道料金	使用料	使用水道料金	料金
家庭用	20mまで	3,160円	20mを超えるもの	1mにつき 226円
			20mを超えるもの	1mにつき 270円
業務用	20mまで	3,160円	20mを超えるもの	1mにつき 294円
			20mを超えるもの	1mにつき 339円
工場用	100mまで	23,946円	100mを超えるもの	1mにつき 385円
			100mを超えるもの	1mにつき 363円
臨時用	20mまで	14,026円	20mを超えるもの	1mにつき 408円
			20mを超えるもの	1mにつき 680円

下水道使用料	基本使用料		超過使用料	
	基本水道	使用料	使用水道	料金
			20mを超えるもの	1mにつき 172円
			40mを超えるもの	1mにつき 193円
			60mを超えるもの	1mにつき 214円
			80mを超えるもの	1mにつき 235円
			200mを超えるもの	1mにつき 256円
			200mを超えるもの	1mにつき 277円
			200mを超えるもの	1mにつき 328円
			200mを超えるもの	1mにつき 92円

※1 公共下水道の地域(旧東広島市、黒瀬町、安芸津町、河内町の一部)

※2 特定調査保全公共下水道の地域(福富町、兼栄町、河内町入野地区の一部)

種別	基本使用料		超過使用料	
	基本水道	使用料	使用水道	料金
一般用	2,200円	*1	20mまで	1mにつき 172円
	2,860円	*2	40mを超えるもの	1mにつき 193円
			60mを超えるもの	1mにつき 214円
			80mを超えるもの	1mにつき 235円
			200mを超えるもの	1mにつき 256円
			200mを超えるもの	1mにつき 277円
			200mを超えるもの	1mにつき 328円
			200mを超えるもの	1mにつき 92円

③ 使用開始月が奇数月の場合は、1ヶ月の基本水量(10m<sup>3</sup>※)を超えたものが超過の使用水量になります。1ヶ月の使用水量の範囲は、「20mを超えて40mまで」→「10mを超えて20mまで」のように各範囲を半分の水量に読み替えてください。 ※農業集落浄水処理施設使用料は19円

■ 表面記載の請求予定期額は、検針の翌月末まで継続使用された場合の予定期額です。期間中に使用中止等があった場合は、請求金額が異なる場合があります。

■ 2か月分の水道料金は、請求月の基本料金とその前2か月分の超過料金を合算した料金です。また、使用水量が0mの場合でも、契約期間に応じた基本料金がかかります。

■お支払い方法が口座振替以外の場合は、表面下部の領収書欄に\*\*\*\*が印字されます。

見本



宅内の蛇口を全て閉め、お客様の水道メータのハイロットを確認してください。ゆっくりとでも回転していれば、漏水の可能性があります。

漏水修理は、東広島市指定蛇口装置工事業者へご依頼ください。漏水に伴う水道料金・修理費はお客様のご負担となります。漏水の状況によっては、水道料金を一部減免する制度があります。詳しくは東広島市上下水道お客さまセンターまでお問い合わせください。



ハイロット  
蛇口を全て閉めて  
ハイロットが回転していれば、漏水の可能性があります。

水道等の問合せ先 (土日祝日午後未始発(12/29~1/3)を除く平日8:30~17:15)

- 使用開始中止・料金・減免制度・納付相談について  
(東広島市上下水道お客さまセンター) TEL(082)423-6333
- 漏水・断水について  
(維持課) TEL(082)421-3665  
夜間・休日(苦惱者浄水場) TEL(082)425-1381
- 水道布設の要望・工事について  
(工務課) TEL(082)423-6334
- 下水道等について  
東広島市役所(下水道管理課) TEL(082)420-0957

広告掲載欄

掲載位置

広告の規格

1枚 縦3.5cm×横6.5cm相当